

## 【表紙】

【発行登録番号】	1 - 近畿1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年7月12日
【会社名】	マルホ株式会社
【英訳名】	Maruho Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 幸一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中津一丁目5番22号
【電話番号】	06-6371-8876（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 北川 誠
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中津一丁目5番22号
【電話番号】	06-6371-8876（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 北川 誠
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2019年7月28日）から2年を経過する日（2021年7月27日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	マルホ株式会社東京支店 （東京都新宿区西新宿六丁目22番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

研究開発資金、設備資金、運転資金、関係会社出資・融資資金、有価証券取得資金、借入金返済に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項なし

### 第3【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日） 2018年12月21日近畿財務局長に提出  
事業年度 第70期（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日） 2020年1月6日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第71期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日） 2021年1月4日までに近畿財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月12日近畿財務局長に提出  
事業年度 第70期第2四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日） 2019年5月14日近畿財務局長に提出  
事業年度 第70期第3四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月14日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第71期第1四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第71期第2四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日） 2020年5月15日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第71期第3四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月14日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第72期第1四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月15日までに近畿財務局長に提出予定  
事業年度 第72期第2四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日） 2021年5月17日までに近畿財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2019年7月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年3月29日に近畿財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2019年5月13日に近畿財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2019年7月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その作成時点での予想や一定の前提に基づき判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

マルホ株式会社本店  
（大阪市北区中津一丁目5番22号）  
マルホ株式会社東京支店  
（東京都新宿区西新宿六丁目22番1号）

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし